



山形県公報

平成21年2月24日(火)
第2021号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県小売物価統計調査規則を廃止する規則..... (統計企画課) ...139

### 告 示

指定介護予防サービス事業者の指定..... (最上総合支庁福祉課) ...140  
指定居宅サービス事業者の指定..... (庄内総合支庁福祉課) ... 同  
指定介護予防サービス事業者の指定..... ( 同 ) ... 同  
指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... ( 同 ) ... 同  
指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更..... ( 同 ) ...141  
森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定..... (森 林 課) ... 同  
民有保安林の指定施業要件の変更の予定..... ( 同 ) ... 同  
道路の区域の変更..... (村山総合支庁建設総務課) ...145  
県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同

### 公安委員会関係

#### 告 示

指定講習機関の名称等変更の届出..... 同

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程.....146

### 公 告

大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見..... (商業経済交流課) ... 同

### 正 誤

## 規 則

山形県小売物価統計調査規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第9号

山形県小売物価統計調査規則を廃止する規則

山形県小売物価統計調査規則(昭和38年9月県規則第70号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地     | 事業所の名称及び所在地                                         | 介護予防サービスの種類                     | 指定年月日      |
|---------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------|------------|
| 医療法人社団清明会<br>新庄市大字福田806番地 | 医療法人社団清明会<br>介護老人保健施設エーデルワイス<br>新庄市大字本合海字福田界1802番地3 | 介護予防通所リハビリテーション<br>介護予防短期入所療養介護 | 平成21. 2.10 |

## 山形県告示第143号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地        | 事業所の名称及び所在地            | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------------------|------------------------|-----------|------------|
| 合同会社介護サービスはる<br>鶴岡市小国乙43番地 | 介護サービスはる<br>鶴岡市小国乙43番地 | 訪問介護      | 平成20.12.26 |

## 山形県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地            | 介護予防サービスの種類 | 指定年月日      |
|----------------------------|------------------------|-------------|------------|
| 合同会社介護サービスはる<br>鶴岡市小国乙43番地 | 介護サービスはる<br>鶴岡市小国乙43番地 | 介護予防訪問介護    | 平成20.12.26 |

## 山形県告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地          | 居宅サービスの種類 | 事業所の名称及び所在地    |          | 変更年月日      |
|------------------------------|-----------|----------------|----------|------------|
|                              |           | 変更前            | 変更後      |            |
| 株式会社ましま家具店<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 福祉用具貸与    | ホームランドマシマ介護事業部 | マシマ介護事業部 | 平成20.12. 1 |
|                              |           | 酒田市京田一丁目2番地の12 |          |            |

|                              |          |                |          |   |
|------------------------------|----------|----------------|----------|---|
| 株式会社ましま家具店<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 特定福祉用具販売 | ホームランドマシマ介護事業部 | マシマ介護事業部 | 同 |
|                              |          | 酒田市京田一丁目2番地の12 |          |   |

## 山形県告示第146号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地        | 介護予防サービスの種類  | 事業所の名称及び所在地    |          | 変更年月日     |
|------------------------------|--------------|----------------|----------|-----------|
|                              |              | 変更前            | 変更後      |           |
| 株式会社ましま家具店<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 介護予防福祉用具貸与   | ホームランドマシマ介護事業部 | マシマ介護事業部 | 平成20.12.1 |
|                              |              | 酒田市京田一丁目2番地の12 |          |           |
| 株式会社ましま家具店<br>酒田市京田一丁目2番地の12 | 介護予防特定福祉用具販売 | ホームランドマシマ介護事業部 | マシマ介護事業部 | 同         |
|                              |              | 酒田市京田一丁目2番地の12 |          |           |

## 山形県告示第147号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 区域及び期間

区域 山形県下一円

期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（松くい虫の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。

## 4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

## 山形県告示第148号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大鳥字蘇ノ岡 1 - 2、1 - 3、1 - 12、1 - 18、1 - 19、1 - 23から 1 - 26まで
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市大網字下山 1 - 11
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市上田沢字大久保 1 - 1、28
- (2) 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町狩川字大堰台 8 - 3
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市谷定字母狩東平 1 - 2

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市坂野下字峠下30 - 2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市谷定字母狩東平1 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町清川字花崎166
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町肝煎字大越山1 - 2（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市成興野字須郷1 - 2、1 - 4（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐は、択伐による。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 11 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
東田川郡庄内町狩川字笠山444 - 1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 12 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市谷定字母狩東平1 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 13 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
鶴岡市松沢字和田上1 - 3、1 - 12、9 - 1、9 - 2、9 - 5
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年2月24日から同年3月9日まで縦覧に供する。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 仙台山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                              | 旧新の別 | 敷地の幅員                          | 延 長                    |
|----------------------------------|------|--------------------------------|------------------------|
| 山形市大字山寺字馬形3145番1から<br>同 3135番1まで | 旧    | 4.3 <small>メートル</small>        | 32 <small>メートル</small> |
| 同 上                              | 新    | 7.8 <small>メートル</small><br>4.3 | 同 上                    |

#### 山形県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年2月24日から同年3月9日まで縦覧に供する。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 仙台山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字山寺字馬形3145番1から  
同 3135番1まで
- 3 供用開始の期日 平成21年2月24日

## 公安委員会関係

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第2号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成21年2月24日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 加 藤 有 倫

- 1 届出をした者の氏名又は名称  
株式会社鳥海学園

## 2 変更内容

| 変更に係る事項 | 変更前    | 変更後   |
|---------|--------|-------|
| 代表者の氏名  | 前田 剛 齋 | 藤 征 士 |

## 病院事業局関係

### 規 程

## 山形県病院事業管理規程第1号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年2月24日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程（平成15年3月県病院事業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1費用勘定の項の表中

|   |          |                      |                |
|---|----------|----------------------|----------------|
| 2 | その他雑損失   | 医療事故等の補償金及び控除対象外消費税等 | を<br><br>に改める。 |
| 2 | 派遣職員等給与費 |                      |                |
| 3 | その他雑損失   | 医療事故等の補償金及び控除対象外消費税等 |                |

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により寒河江市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに寒河江市役所において平成21年3月24日まで縦覧に供する。

平成21年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品寒河江店

寒河江市大字寒河江字内の袋10番1外

## 2 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日

平成20年9月30日

## 3 意見の概要

(1) 生活環境保持に関する対策について、届出内容のとおり適正に対処すること。

(2) 問題が発生した場合は、速やかに誠意をもって対処すること。



正 誤

発行年月日 県公報 番号 ページ 行 誤 正  
 平成20.12.12 第2002号 1567 1

誤

| 販売年月日 | 販売金額(イ)                 | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備考 |
|-------|-------------------------|----------|------|----|
| 年 月 日 | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = | /        | /    |    |
| 年 月 日 | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = |          |      |    |
| 計     | 円                       | 円        | 円    |    |

正

| 販売年月日 | 販売金額(イ)                 | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備考 |
|-------|-------------------------|----------|------|----|
| 年 月 日 | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = | /        | /    |    |
| 年 月 日 | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = |          |      |    |
| 計     | 円                       | 円        | 円    |    |

同 同 同 14

誤

| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | 販売金額(イ)                 | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備考 |
|-------|---------------------------|-------------------------|----------|------|----|
| 年 月 日 |                           | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = | /        | /    |    |
| 年 月 日 |                           | 円 リットル 円<br>( ) × ( ) = |          |      |    |
| 計     |                           | 円                       | 円        | 円    |    |

正

| 販売年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用<br>自動車の自動車<br>登録番号 | 販売金額(イ)               | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備 考 |
|-------|-----------------------------------|-----------------------|----------|------|-----|
| 年 月 日 |                                   | 円 リットル<br>( ) × ( ) = | /        | /    |     |
| 年 月 日 |                                   | 円 リットル<br>( ) × ( ) = |          |      |     |
| 計     |                                   | 円                     | 円        | 円    |     |

平成21.2.17 第2019号 129 5

誤

同 ..... ( 同 ) ...130

正

同 ..... ( 同 ) ...130

公 告